

昭和四十七年大蔵省令第十七号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づく労働保険料等の納付手続の特例に関する省令
 予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）第四百四十四条の規定に基づき、労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づく労働保険料等の納付手続の特例に関する省令を次のように定める。

第一条 削除

（口座振替による納付の場合の特例）

第二条 歳入徴収官及び歳入徴収官代理は、事業主が労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号。以下この条において「徴収法」という。）第二十一条の二第一項又は石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号。以下この条において「石綿健康被害救済法」という。）第三十八条第一項の規定により準用する徴収法第二十一条の二第一項の承認を受けて徴収法第二十一条の二第一項に規定する労働保険料又は石綿健康被害救済法第三十七条第一項に規定する一般拠出金を納期限までに納付する場合は、別紙第二号書式の納付書により当該労働保険料及び当該一般拠出金を納付させるものとする。

附則

1 この省令は、昭和四十七年四月一日から施行する。
 2 この省令の施行前の期間に係る整備法による改正前の労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。以下「旧労災保険法」という。）及び失業保険法（昭和二十二年法律第四百十六号）の規定による保険料並びに旧労災保険法第三十四条の三第一項又は第二項の規定による保険給付に係る特別保険料を現金により納付する場合（これらの保険料に係る延滞金をあわせて納付する場合を含む。）における納付書の書式については、なお従前の例による。

附則（昭和五十六年六月二三日大蔵省令第三十六号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令施行の際、改正前の書式による用紙で現に存するものは、当分の間、使用することができる。

附則（平成二年九月二七日大蔵省令第三十四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成四年一〇月三〇日大蔵省令第七十八号）抄

1 この省令は、平成四年十一月一日から施行する。

附則（平成一〇年一月三日大蔵省令第一二六号）

1 この省令は、平成十年十一月十六日から施行する。

2 この省令施行の際、改正前の書式による用紙で現に存するものは、当分の間、使用することができる。

附則（平成二二年三月二九日大蔵省令第二二号）

1 この省令は、平成二二年四月一日から施行する。

2 この省令施行の際、現に存するこの省令による改正前の国民年金法等に基づく保険料の納付手続の特例に関する省令、労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づく労働保険料等の納付手続の特例に関する省令及び光学読取式電子情報処理組織を使用して処理する場合における特定歳入金（この省令に規定する書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。）

附則（平成二二年九月二九日大蔵省令第七五号）

1 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

2 この省令の施行の際、現に存するこの省令（第四十二条を除く。）による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附則（平成二五年三月三一日財務省令第四八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

（旧書式の使用）

第十条 この省令施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附則（平成一九年三月三〇日財務省令第二七号）

1 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附則（平成二二年二月二八日財務省令第七三号）抄

1 この省令は、平成二二年一月一日から施行する。

附則（令和二年二月四日財務省令第七三号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。ただし、第二十条及び第三十六条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

第三片

納付書・領収証書		労働 保険	国庫金
内 労働 保険料	十 萬 千 百 十 万 千 百 十 百		
内 一般 拠出金	十 萬 千 百 十 万 千 百 十 百		
納付額 (合計額)	十 萬 千 百 十 万 千 百 十 百		

上記の金額を領収しました。

振替金融機関名

取扱庁名	()
納付の目的	領 収 日 付 印
年度 概算 第 期	
年度 確定	
納付の場所 日本銀行代理店 又は歳入代理店	(納付書送付分)

右記のとおり振替納付の手続が完了しましたのでお知らせします。
殿

千
ね
が
さ
社
便
紙

備考

- 1 用紙の大きさは、各片ともおおむね縦11cm、横21cmとすること。
- 2 各片は、左端をのり付けその他の方法により接続すること。
- 3 取扱庁名欄の番号は、日本銀行国庫金取扱規程（昭和22年大蔵省令第93号）第86条の2の規定又は歳入徴収官事務規程等の一部を改正する省令（昭和40年大蔵省令第67号）附則第4項の規定により日本銀行から通知を受けた歳入徴収官ごとの取扱庁番号を付すること。
- 4 労働保険番号、年度、金額その他の数字は、アラビア数字で明りょうに記入すること。
- 5 住所氏名欄は、左端から5.8cm、上端から3.8cmの部分に縦3.3cm、横6.3cmの大ききで設けること。
- 6 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。